

戸田市住宅改修資金助成制度

のご案内

～ 個人住宅等の改修工事費を一部助成します ～

市民が市内に本店がある施工業者（ 1 ）を利用して20万円以上の個人住宅等（ 2 ）の改修工事を行う場合、その費用の一部を助成します。

- 1 市内に本店があり、住宅改修を行う民間事業者で、申請者の親族（3親等以内）でない者。
- 2 市民が市内に所有する個人住宅で、店舗等が併用されている住宅については居住部分に限る。マンション等の集合住宅においては個人の専有部分。

1 助成対象者・対象住宅（以下の項目をいずれも満たす必要があります）

- ・市内に1年以上居住し、市に住民登録をしている人
- ・市内に個人住宅又は併用住宅を所有しており、かつ、その住宅に居住している、または居住しようとしている人
- ・市税を完納している人
- ・過去にこの助成金の交付を受けたことがない人
- ・同じ年度内にこの助成金による交付を受けて改修が行われたことのない住宅
以前の改修時と所有者が異なる場合には補助対象となる場合があります。詳しくはお問合せ下さい。
- ・対象工事について、市で実施している他の補助金等の交付を受けていない人
- ・交付決定を受ける前に工事に着手していない人
- 必ず工事を開始する前に申請してください。
- ・市が指定する期日までに実績報告を行える人

2 助成対象工事（以下の項目をいずれも満たす必要があります）

- ・助成対象者が所有し、居住している、または居住しようとしている住宅の改修工事
- ・市内施工業者による工事費20万円以上（税抜き）の改修工事
- ・令和8年2月28日（土）までに完了できる改修工事

補助対象外になるもの

- 建築確認申請が必要な工事 ○ エアコンや給湯器等の機器の購入を主目的とした設置工事
- 物置、ガレージ、外構、植栽、店舗部分の工事 ○ 同一年内に支払が終わらないもの
- 保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより工事費が補填されるもの

3 助成率・助成金額

対象工事費の100分の5以内で、千円未満切捨て。助成限度額10万円

- 1 助成金額は、税抜工事費用を基に算定します。
- 2 助成対象は交付申請内容の範囲に限られ、また、助成金額は交付決定時の金額を上限として、実績報告時の内容で支払われます。
- 3 併用住宅の場合は、延床面積に対する個人住宅部分の割合により按分し、助成金額を決定します。

4 募集時期（第1期分）

令和7年4月1日（火）～令和7年8月29日（金） 予算額の範囲内で申込順

申請を検討の際は、お早めに経済戦略室までお問合せください。

第2期分の募集時期は、令和7年9月1日（月）～（予算額の範囲内で申込順）を予定しています。

5 申請書類(交付申請時)

交付申請書	指定用紙(第1号様式) 「電話番号」欄は、申請内容に関する確認等を行う場合があるため、携帯電話等、 日中に連絡のとりやすい番号 を記載願います。 「予定工事金額」欄は、税抜金額で記載願います。
住民票の写し	直近のもの(写しでも可)(注) 「居住しようとする人」は、実績報告時に住替え後の住民票も提出してください。
完納証明書	収納推進課(2階)発行の直近のもの(写しでも可)(注)
登記簿謄本 又はこれに準じる書類 (右記のいずれか1つ)	当該住宅の所有者であることを証する書類 ・ 登記簿謄本 (建物)(写しでも可)(注) ・ 固定資産税名寄帳 (写しでも可) 家屋を共同所有している場合は不可 ・ 固定資産税納税通知書の写し (最初のページと課税資産明細書のページ) 家屋を共同所有している場合は、共有者氏名一覧のページも提出してください。
工事前の写真	プリンター出力のものも可
見積書の写し (市内施工業者のもの)	市内に本店のある施工業者からのもの 施工業者が申請者の親族(3親等以内)である場合は不可
受付チェックリスト	経済戦略室窓口もしくはホームページより取得し、提出
改修工事予定箇所図面	100万円(税抜)以上の工事の場合に提出してください。 改修工事を行う場所が分かるもの
同意書(家屋を共同所有している場合)	共同所有者の方からの同意書
「居住しようとする人」はそれを証明できる資料の写し	[購入]契約書等 [相続]遺産分割協議書等
委任状	助成対象者以外の方が窓口に来る場合 ご家族の方が持参する場合も必要です。

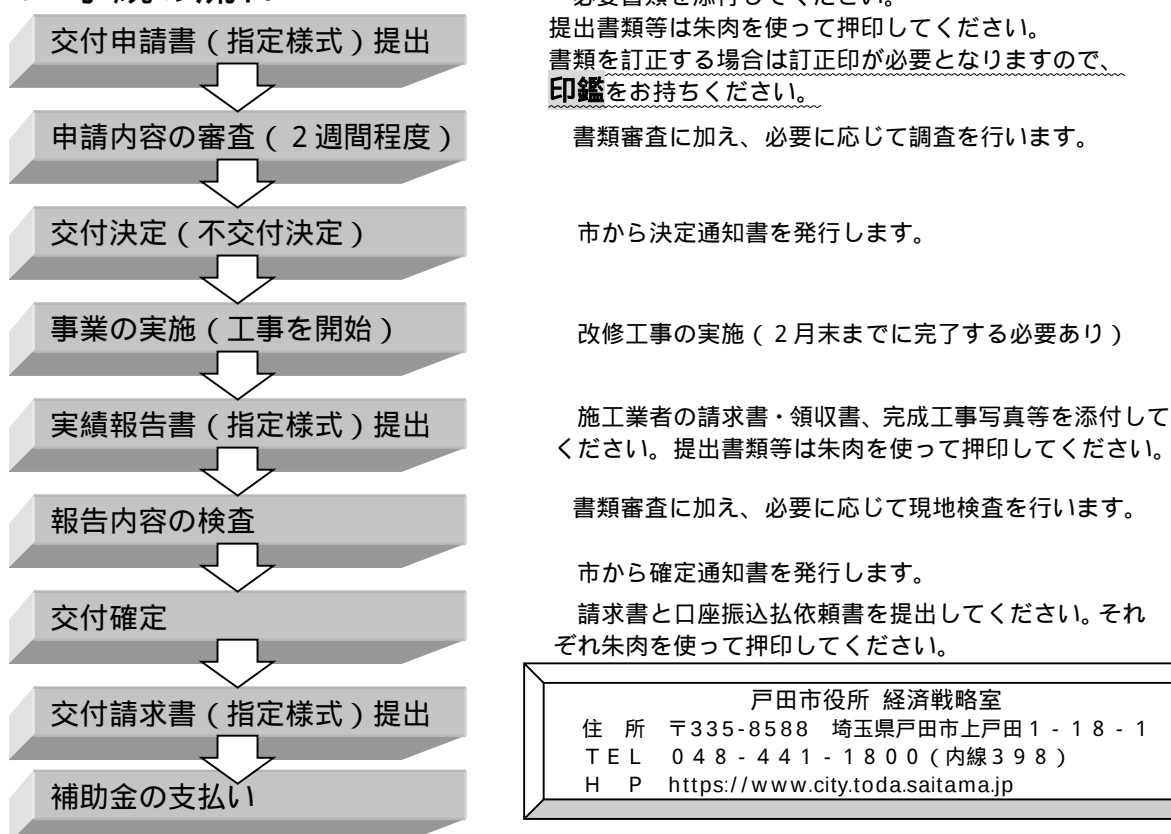


(注) 申請時から3か月以内に発行したもの

下記ホームページ URL より、本案内及び申請書等をダウンロードしていただくことができます。

<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/214/keizai-hojyo-jyuutaku.html>

6 手続の流れ



戸田市役所 経済戦略室

住 所 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1

T E L 048-441-1800(内線398)

H P <https://www.city.toda.saitama.jp>